

事務所だより 10月号

西田成希税理士事務所

〒659-0053

芦屋市松浜町 6-14-2

Tel : 090-7490-7396

Fax : 0797-78-6488



秋冷の候、皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

新型コロナウイルス感染後、後遺症もなく元気になりました。ご心配をおかけしました（ボケているのは後遺症ではないようです(>_<)）。

国葬、実施されましたね。遺族の方にはご愁傷さまではありますが、やった者「勝ち」ですよね。国葬をする理由のきちんとした説明なし、費用についてのきちんとした説明なし。おそらく実施後の国葬にかかった費用についての検証もなし、無い無い尽くしの上、このままうやむやにしてしまうと思います（だれも責任を取らない）。教育、学力が問題になっている中、授業をなくしてまですることなのでしょう。日本にとって何が大切なのでしょう？考えてしまいました。そのうち、みんなの意識は、次の話題へと移ってしまう。喉元過ぎれば熱さを忘れる、これが日本人の特性なのでしょう？



中秋の名月。スマホでは、これが限界でした。ウサギはいるかな(^_^;)

新聞に次のような内容が書いてありました。

『ある電車の路線が廃線になる、ある車両が引退する、その時だけ廃線反対、引退は惜しい、と話題になるが、廃線に至った経緯を考え、廃線を防ぐための活動、引退を延ばすための活動には協力してくれない。その時のイベントにだけ人が殺到して大混雑になる。でも本当に「その時だけ」でそのあとは見向きもされず忘れ去られる。「その時だけ」というのが日本人の特性だ』と、思わず納得してしまいました。電車のことに限らず、本当にその通りだと思います。

今回の国葬も1月も経たないうちに、マスコミは他のしょうもないゴシップばかり追いかけて国葬には触れないようになって、いつの間にか話題にもならなくなるのでしょうか。と言っても、自分たちではどうしようもないという諦めもあります。

さて、食欲の秋、読書の秋、スポーツの秋、皆さんはいかがですか？私はスポーツの秋です。10月から11月にかけて試合が3試合予定されています。コロナに感染したこともあり体力ガタ落ちなので、9月は3回練習しました(^_^)!でも練習不足と自分の下手さを改めて思い知らされて、ストレス発散どころかストレスが溜まるという何とも言えない状況です。試合もしてないのに、今から試合の結果も想像できてしまいました(T_T)。でも、最善を尽くそうと思います（まずは怪我をしないようにですが…）。

では、事務所だより 10月号をお送りします。朝晩冷えてきました。日中との温度差が激しくなってきました。皆様、ご自愛くださいませ。

小さい秋見つけた！とてもきれいな栗でした。1粒ですがもちろん食べました(^_^)!



☆ お知らせ（2022年10月の税務）

期 限	項 目
10月11日	9月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
10月17日	特別農業所得者への予定納税基準額等の通知
10月31日	8月決算法人の確定申告 <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
	2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 <消費税・地方消費税>
	法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告 <消費税・地方消費税>
	2月決算法人の中間申告 <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
	消費税の年税額が400万円超の2月、5月、11月決算法人の3月ごと中間申告 <消費税・地方消費税>
	消費税の年税額が4,800万円超の7月、8月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(6月決算法人は2ヶ月分) <消費税・地方消費税>
	個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第3期分) (10月中において市町村の条例で定める日)

10月になりました。年末調整や確定申告に必要な「**生命保険料控除証明書**」「**地震保険料控除証明書**」「**住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書**」など、各種証明書が届きます。大切な書類ですので保管方、よろしくお願ひします。

☆ 日本版インボイス制度～家賃等の処理～

今月は、家賃等の受領、支払いに関する注意点を御伝えします。

来年の10月からは、インボイスの保存がないと消費税の仕入税額控除が認められません。これは本当に大きな影響が出ます。今まで領収書だけもらってあればオッケーとか、カードの明細表があるからオッケーとか、口座振替や口座から振り込んでいるからオッケーとか、これが効かなくなります。従いまして、相手先とインボイスの発行について問い合わせをしたり、問い合わせがあったり、という作業も必要になります。その中で事務所の家賃を振込んでいる

とか、自動で振替えられているけど、それはどうなる？という問題を整理します。

1. 口座振替の場合は？

実は、いままでも口座振替での支払いだけでは、仕入税額控除は認められず、相手先等からの請求書や領収書が必要でした。ただ、これらについては「やむを得ない事由」があるとして、帳簿に記載することで仕入税額控除が認められていました（きちんと会計処理をしていれば大丈夫でした）。

しかし、インボイス制度が始まると、家賃の口座振替は「やむを得ない事由」には該当せず、帳簿に記載する方法では仕入税額控除が認められません。

原則論では、毎月相手先にインボイスを発行してもらい、それに基づき支払いをして、インボイスは会社で保存しておく、という流れになります。光熱費を家賃と一緒に請求される場合は、毎月請求書が送られてくるとは思いますが、家賃だけの場合は毎月同額のことが多く、相手先もその都度請求書が発行することは少ないと思います。では、これから毎月請求書が発行してもらうのか？というのと、それも難しいと思いますので、賃貸借契約書等の書類の保存などでインボイスを満たす、という取扱いになっています。

2. 具体的にどのような書類を置いておくのか？

来年10月以降に新規で事務所などを契約する場合と既存の契約に分けて考えます。

(1) 来年10月以降の新規契約の場合

この場合、賃貸借契約書に貸主のインボイス番号（登録番号）が記載されていますが、それだけではインボイスの記載事項を満たしません。適用税率や消費税額等の記載も必要です。さらに、賃貸借契約書に加え、①口座振込みでは「払込金受取書」を保存、②口座振替では、払込金受取書がありませんので「通帳」の保存が必要となっています（Web通帳の場合は、印刷できる期間が短い場合がありますので注意してください）。

(2) 既存の契約の場合（賃貸借契約書に必要な事項の記載がない場合を含む）

この場合は少しややこしくなります。登録番号の記載はもちろんありませんし、契約書によっては、適用税率や消費税額等の記載がないものもあると思います。では、新しい契約を結び直すのか？もちろん新しく契約書を作り直しても構いません。そうでない場合は、貸主から不足事項（登録番号・適用税率・消費税額）などの通知を別途受ければ良いことになっています。ただし、今までの賃貸借契約書と振込金受取書、通帳の保存は(1)と同じく必要ですので、ご注意ください。

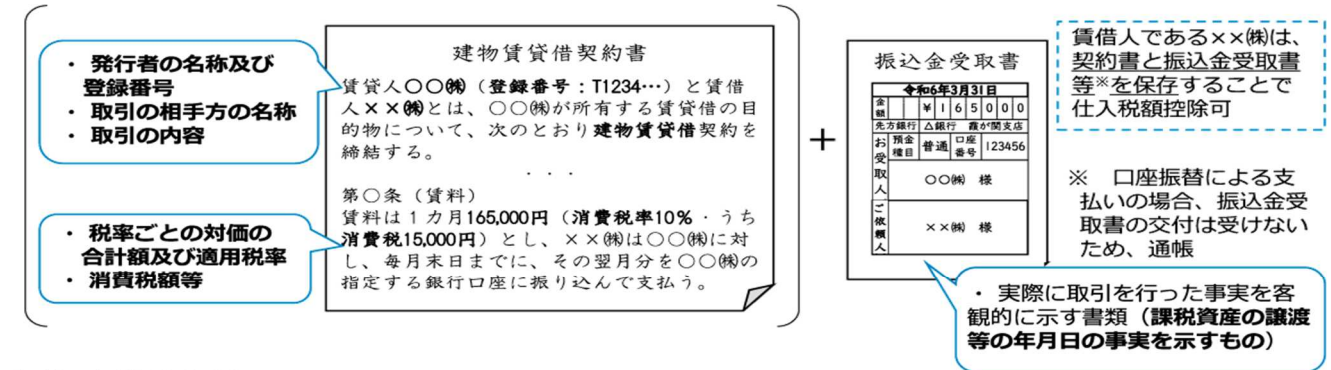
3. 他にも請求書等がない取引があるのでは？

上記のような事務所の家賃以外にも、たとえば私のような専門家に対する報酬といった、取引の都度、請求書等を受け取らない取引はあります。この場合も「契約書+払込金受取書」や必要事項について別途通知を受け「契約書+払込金受取書」の保存をすることにより、仕入税額控除が認められます。

私の場合は、皆様との契約書を新しく作り直そうと考えています。ご理解いただけますようお願いいたします。

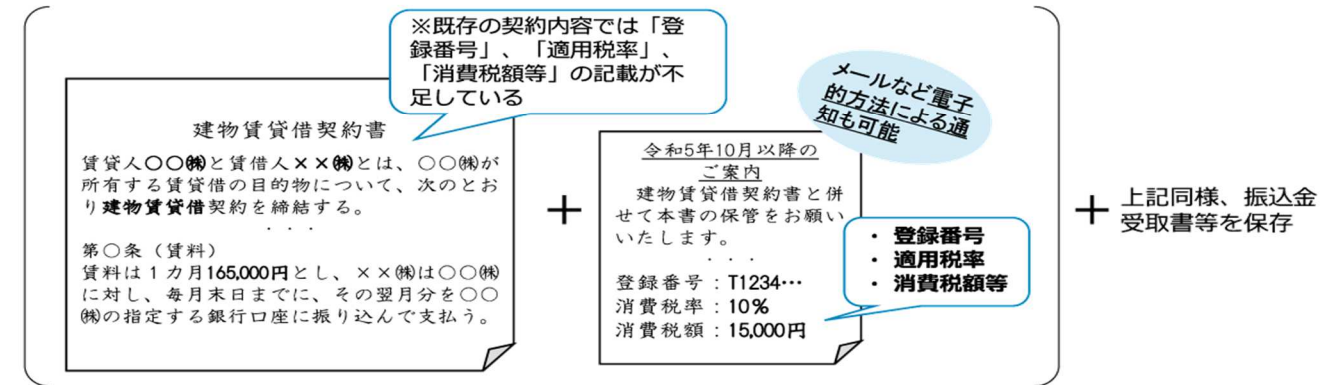
家賃の取扱いについて、国税庁の図解がありますので、参考にしてください。

【参考1】新規契約における書類保存の対応例



出所：国税庁資料

【参考2】既存契約における書類保存の対応例



出所：国税庁資料

【参考3】口座振込・口座振替で支払う家賃の仕入税額控除に係る保存書類等

	令和5年9月まで (区分記載請求書等保存方式)	令和5年10月以降 (インボイス制度)
口座振込	①賃貸借契約書 + ②振込金受取書	①賃貸借契約書+②振込金受取書（取引の事実を示す書類） <+①②の書類でも不足するインボイスの記載事項があればその記載がされた書類>
口座振替	帳簿に「口座振替のため等」と記載	①賃貸借契約書+②通帳（取引の事実を示す書類） <+①②の書類でも不足するインボイスの記載事項があればその記載がされた書類>

【参考4】インボイスの記載事項（消費税法57の4①）

- 適格請求書発行事業者の名称等及び登録番号
- 課税資産の譲渡等の年月日
- 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容
- 税率ごとに区分した課税資産の譲渡等の税抜価格又は税込価額の合計額及び適用税率
- 税率ごとに区分した消費税額等
- 書類の交付を受ける事業者の名称等